

第8回介護福祉士のあり方及びその養成プロセス の見直し等に関する検討会次第

日 時：平成18年7月3日（月）
16：00～18：00
場 所：全社協・灘尾ホール

1 開会

2 議題

◎検討会報告書案

3 自由討議

4 閉会

（資料）

○座席表

○第7回検討会議事要旨

○検討会報告書案

（「これからの介護を支える人材について—新しい介護福祉士の
養成と生涯を通じた能力開発に向けて—」）

第7回
介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会
議 事 要 旨

開催日：平成18年6月12日（月）

場 所：厚生労働省専用第22会議室

第7回介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会
議 事 要 旨

- 1 日 時： 平成18年6月12日（月） 16：00～18：00
- 2 場 所： 専用第22会議室（18階）
- 3 出席者： 阿部正浩、井部俊子、江草安彦、京極高宣、國光登志子、高橋福太郎、
田中雅子、対馬徳昭、中島健一、樋口恵子、廣江 研、堀田 聰子、
榊田和平、綿 祐二、和田敏明の各委員
＜事務局＞
中村秀一 社会・援護局長、石塚 栄 総務課長
矢崎 剛 福祉基盤課長、成田裕紀 福祉人材確保対策室長、
後藤憲治 福祉人材確保対策室長補佐、石原美和 介護技術専門官
- 4 議 事：
 - ◎ 検討会報告書とりまとめに向けての骨子
 - ◎ 資格制度のあり方
 - ◎ 教育内容（カリキュラム・シラバス）の充実
 - ◎ 実習のあり方
 - ◎ 介護福祉士養成施設のあり方
 - ◎ 資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ

(後藤補佐) それでは始めたいと思います。御多用のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから第7回介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会を開催したいと思います。なお阿部委員からは少しおくれるという御連絡をいただいております。また局長は国会用務のため、おくれて出席をいたします。よろしくお願いいたします。

(京極座長) 本検討会もこれまで1月以降6回に及びまして、委員の皆様の御発表、そしてゲストスピーカーの御発表、事務局からの説明とございまして、広範かつ多様な意見交換を行いました。今後これらの議論を踏まえまして、本検討会としての一定の意見集約、報告書の取りまとめに向かっていきたいと思います。

本日は事務局の方で、これまでの検討会の議論を踏まえました、一定の改革の方向性の資料をまとめてもらっています。まず事務局より本日の資料の全体像について、御説明をお願いします。

(矢崎課長) ただいま座長からもお話がございましたが、これまで縷々御議論をいただけてまいりましたけれども、本検討会の一定の意見集約、報告書の取りまとめというのを今後お願い申し上げたいと思います。

この報告書の取りまとめに先立ちまして、これまでの本検討会の御議論をベースに、私どもなりの介護福祉士制度の見直しについての考え方を、座長にも御相談しつつ、本日御用意させていただきました。

まず資料1というものをごらんいただきたいと思います。検討会報告書取りまとめに向けての骨子というものでございます。これはいわば報告書の全体構図のイメージでございます。4月24日に御議論をいただきましたこれまでの主な論点をベースに、私どもで作成したものでございます。

ローマ数字のⅠの介護福祉士を取り巻く状況から、Ⅷの魅力とやりがいのある職場づくりまででございます。本日は、このうちⅢの資格制度のあり方から、Ⅶの資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ、ここまで別の資料を用意させていただいておりますので、これについて御議論をお願い申し上げたいと思います。

また本日の進め方でございますけれども、資料2の資格制度のあり方、資料3の教育内容の充実、資料4の実習のあり方、これは相互に関連する部分もございまして、一括して御説明申し上げ、御議論をいただければというふうに考えております。

その後、資料5の介護福祉士養成施設のあり方、資料6の資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップについて御説明申し上げ、御議論をいただければというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

それでは引き続きまして、事務局の方から今申し上げたような段取りで、資料2以下につきまして、説明をしたいと思っております。

(成田室長) 資料2説明

(石原専門官) 資料3、資料4説明

(京極座長) どうもありがとうございました。それでは次に、この事務局からの御説明について、御発言、御意見を求めたいと思います。どうぞ御自由に。

(高橋委員) 質の高い介護福祉士の養成のために、福祉系高校もこれまでは、1190時間といったようなことが、基準としてあったわけです。今後1800時間ということが、恐ら

く基準になってくるであろう。こういうふうを受け止めます。

そういう中で、今室長さん並びに専門官から御説明いただいたわけですが、教育内容の充実、むしろこれはいいことです。それから施設実習の充実といったようなことが、あるわけですね。今現実的に福祉系高校も、あるいは養成校、専門学校も含めて、それぞれの施設に実習のお願いに参ります。

私は青森県出身ですから、青森県の場合においては、一定の中心校がみんな関係するところを集めながら、調整を全面的にとって、次年度いろいろと配分してやっているわけです。これが今のところ現実的に、施設に対しても多くの負担をかけてパンク状態になっているということが現実にございます。

そういうことで実習の時間数を多くして、そして質の高い介護福祉士の養成に、反対しているわけではありませんけれど、これを例えば福祉系高校なり、専門学校なり、特定大学だけに施設の实習依頼とかそういったものでは、これはなかなか限度になる。

今、介護福祉士の資質向上に合わせて、厚生労働省の方におかれまして、そういうさまざまな形の施設に対して、大変なのは日ごろ見てわかるんです。我々のために負担が大きくて、施設の業務が支障を来すほど、我々は負担をお願いしているわけです。そういったことを少しでもお互いに解消しながらいい方向へ行くという意味で、グループホームもその対象にしたかどうかということの御説明が今ございましたが、少し質のいい、そういったグループホーム等においても、実習としてそれを認定してくれるとかといったような事柄について、きちんと法的に拘束力を持って、やっていただければ大変ありがたいと、感じております。以上です。

(京極座長) 実習先の確保は、各校とも大変です。県立高校の場合ですと、県庁の行政指導が強いですが、民間になりますとなかなか大変だと思いますので、社会福祉協議会や経営協その他、施設側に対して厚生省の行政指導をきちんとやってもらいたいという御要望でございました。ほかにどうでしょうか。では中島委員。

(中島委員) 資料2の最後の4ページの資格取得ルートの見直し案というところですが、右から2番目の介護職員基礎研修を受け、実務2年以上で受験資格を与えるということですが、現状から言えば、多くの方はヘルパー2級ぐらいの資格で入って、3年間たつと、自動的に資格が得られるということです。ヘルパー2級が、介護職員基礎研修で少し厚くなったということはあるんですけども、ここは今と余り変わらないなと思いますか。介護職員基礎研修を受けて現場にいれば自動的にという従来からのイメージどおりだということですが、ちょっと気になっております。

介護職員基礎研修が500時間にふえたといたしましても、1800時間になろうかという介護福祉士の養成課程に比べると、まだまだ足りない部分というのがあろうかと思えます。したがって介護職員基礎研修で入って、実務2年を経て、並行してでもいいと思うんですけども、介護福祉士の養成カリキュラムにあつて、介護職員基礎研修にはない内容とか。あるいは介護技術講習の内容とか、そういうふうな少し介護職員基礎研修を受けて、現場に入ったといつても、プラスアルファの何らかの教育を受けつつ、あるいは受けて受験資格というのが適当ではないかというのが1点。

それから実技試験というのを残すという事務局の提案なんですけれども、私は個人的には5分間で実力を見るというのは、果たしてどれほどの意味があるのか、実力をとらえら

れるのかなという気がしております。

介護技術講習が入ったという経緯も恐らくそういうところにあるのだろうと思います。そのとき、実技試験をやめられなかったというのは、簡単には法改正はできないということで、今まで残ってきたのだろうと思います。

今回法改正を伴ってやるという、そうそうできないことをやるせつかくの機会ですので、私としては実技試験というのはやめて、介護技術講習1本に絞る。あるいは、この絵の一番右側の養成施設の6カ月または通信1年という、この内容の中に介護技術講習の内容も含んでしまう。さらには先ほど申し上げた、右から2番目の介護職員基礎研修プラスアルファのアルファの中に介護技術講習の内容を含んでしまう。それから右から3番目の福祉系高校1190というのも、足りないといっているわけですから、実務経験9カ月プラスアルファのアルファの部分に、そういう内容を入れてしまうということで、介護技術講習の養成カリキュラムの中に含めてしまっ、実技試験というのを廃止してはどうかなという意見を持っています。

最後に資料3の介護技術の内容なんですけれども、介護技術については、ぜひ○を一つ、二つふやしてほしいというふうに思っています。一つは、介護技術というのは、サービス利用者の方の尊厳を支援するという、そのような視点に貫かれた学習をするというような、その後の5ページに絵がかいてあって、一番上に尊厳を支えるケアの実践というのが目標としてあるわけなんですけれども、本文中にちょっとそれが少ないと思います。3ページの介護技術についての○で、ぜひ尊厳を支えるケアを貫いた学習をするということを入れていただきたい。

それからもう一つ、できれば在宅、施設、居住場所を問わず、利用者の方の地域生活支援の技術を学習するというようなことも入れていただければありがたいというふうに思っております。以上です。

(京極座長) 要望等が出ましたけれども、1点目に関して、これは私も質問も兼ねて。介護職員基礎研修500時間で、プラス実務経験2年以上。これは逆に実務経験した人が、介護職員基礎研修を受けては受験できないという形になって、あとは3年で通信課程ということになるんですけれども、この辺は不可逆的なものではなくて、どちらでもいいような感じもしますけれども、それも含めてお答えいただければと思います。

(矢崎課長) 若干当初説明をはしょった部分もごさいます。まず1点目の基礎研修の考え方ですが、お手元の資料7の9ページをごらんいただきたいと思います。これは老健局、全社協サイドの研究会のレポートの抜粋です。この中でも入っておられる先生方が何人かいらっしゃいますが。

この9ページのところですが、議論としては、この基礎研修の導入に当たっては介護福祉士への連続性といえますか、プロモーションを考えていくべきと、こういう御提案がそちらの研究会からなされています。またこれまでもこの検討会でも、その旨の御議論があったところをごさいます。

私どもの考え方としましては、これは京極座長の御質問でもごさいます。基本的な姿としては、今後は経過措置は別としまして、まず介護基礎研修500時間みっちりやっただくこととなります。これはシラバスが7ページの方にございます。内容的には、時間の長短はございますけれども、まさに我々が目指そうと思っているのと同じような方向

の御議論というふうに私どもは認識してございます。これをまずみっちりやっていたから、現場でさらに2年間実務経験を積むということで、これで一応国家試験受験到達ということで、十分なのではないかと考えています。

逆に言いますと、やはりこういったことをみっちり最初に500時間相当勉強してから実務と、そういう順番というものは維持した方がいいのではないかとというふうに、事務局としては考えているということでございます。

2点目は介護技術講習、それから実技試験ということでございますけれども、実技試験につきましても、確かにこの制度を入れましたときの御議論は、中島先生がおっしゃいましたように、5分間という時間で見ることに限界があるのではないかと、あるいは実際これは実技試験というのは、かなりいろんな意味で実施体制が困難になりつつあります。そういう観点から、こういった介護技術講習を導入してこれを受ければ、実技試験免除と、こういう制度を入れたらどうかということではじめたところでございます。

ただ基本的にはここは、先生方と多分気持ちは一緒だと思いますが、やはり介護福祉士の資格は、実技というものが非常に大事だということで、そこをちゃんと認証してチェックしていくというのは、重要だと思います。

ただ法制的に、実技試験自体がいらないということになれば、実技講習自体もいらぬといった議論に。あくまでも免除ということですから。そういう論点が一つあります。

それからもう一つ現実問題として、この介護技術講習も大変受講の希望が多いのですけれども、受講枠、これは介護協さんの御努力でふやしつつはあるのですけれども、やはり受けられない方も多数いらっしゃる、こういう現実があります。

そういった中で私どもとしましては、極力この介護技術講習にしても、キャパシティを広げていくような努力を行っていく必要があると思います。まず実技試験があり、一定のケースについては、養成施設では十分やっただきますので、免除ということでもよろしいかと思っておりますけれども、基本的に実技試験は残しつつ、実務経験ルートのところにも、この介護技術講習による実技試験免除措置というのを拡大していく。そういったアプローチをとるのが現実的ではないかというふうに、考えております。

(京極座長) ほかに御意見があれば。

(廣江委員) この資格制度のあり方の根本で、名称独占はあるんですけれども、職務独占、職業独占というのが全く見られない。介護福祉士を中心に、介護の職場をやっているというときに、その辺の議論が欠けていたのではないかという気がします。やはりスキルを上げてきちんとやるには、職業人としての職業独占というようなことが、少し議論されてもいいのではないかなということをおもいました。

それからもう一つは、具体例として出ていますけれども、高校卒業の方が9カ月してから受験ということになりますと、1年後の受験になるわけです。今は卒業のときに受けられるわけです。やはりその制度は残しておいて、そしてその試験は受かる人も受からない人もあるかもしれないけれども、現場できちんと目標を持って実習をしていく方が、私はいいのではないかと思います。

1年後にもう1回受験というのは、現場で働いていながら受験となると、大変厳しい環境に置かれると思います。その辺の愛は少しはあってもいいのではなかろうかというような気が、私はいたしました。

それから中島先生の方でおっしゃいましたけれども、これから本当に現場の研修というのは厳しくなってくるんです。決められたカリキュラムでなくても、自分でこれだけの自主研修をきちんとやってレポートを出せば、それが認めてもらえるような柔軟な制度にしないと、本当にユニット化されてきて、1.7:1とか1.5:1にしても、現場が回り切らないぐらい夜勤体制とか考えると、厳しい中でもっと組織立って勉強をやりなさいというのは、なかなかできません。これからはやはりスキルを上げるには、自主研修というのが、この中にもうたってありますけれども、非常に大事になってくると思います。

その自主研修を、そういう制度のところだけでもなくてもいろんな形で今研修の体制があると思うんです。そういうことに対してテーマに対してきちんと勉強して、これこれを受けて、こういうレポートを書きましたというようなことも対象になるような、もうちょっと幅広い研修体制を認めてあげてもいいのではないだろうか。

その方がかえって現場の職員がやる気を起こすきっかけになるのではないかなと思います。余り締めつけられても本当に現場そのものは、その時間をあけること自体、私ども経営者サイドとして、非常に苦しくなっているということも、現場の声としてぜひ御認識いただきたいと思っております。以上です。

(京極座長) 主に2点ございましたけれど、これについてはほかの方の御意見も伺った上で、お願いします。では田中委員、國光委員。

(田中委員) 今の資料2~4に関することです。実は私ども日本介護福祉士会は、大変緊急なものでしたけれども、介護福祉士に対してアンケート調査を行いました。皆様のお手元の方に、提出資料ということで出させていただきました。それに基づきまして、意見と合わせて本日出されました資料に関します、3つの意見を述べたいと思っております。

そこにありますように、私ども日本介護福祉士会は、本年5月15日から6月2日という、約2週間余りの期間において、緊急アンケートをいたしました。アンケートに答えていただいた介護福祉士は、実際に介護業務に従事している方々が1349名。そして養成校等において教員として活躍している介護福祉士の方々が112名。そういった1461名の方々から御意見をいただいたところでございます。

次に2ページでございしますが、これが本日の資料とも関連いたしますこととでございます。介護福祉士の資格の取得方法の見直しについてということで、意見を求めました。これについてはそこにありますように、現状のままと答えた方は、約1割強でありました。約9割の方々は見直すべきというふうにしております。

そのうち養成校ルートに国家試験導入を求めるものが27%あった。また実務ルートについても一定の教育をという声もありました。

その下にありますものは、短期間にクロス集計という形をしたのですが、若干見にくいものになっております。ちょっとうまくできていません。見ていただければわかる場所ですが、特に養成施設の卒業生の方々についても、その見直しの必要性について問いました。そこにおきましては、235名の方から御回答をいただきました。養成校の卒業生の方であったとしても、71%の方々は、やはり国家試験も課するという事について意見を述べているということとでございます。

その後2ページ、3ページにつきましても、それぞれの資格取得方法の違いによって、それぞれの意見があるというふうなことで、今後議論の中で御参考いただければと思っております。

おります。

次に3ページでございますが、養成校の就学期間についてでございます。本日の資料においては基本的には2年という形になっておりますけれども、それを延長すべきことについては、現状のままと答えた方々が、17%程度ありました。延長すべきと答えた方は83%でありました。このことをぜひ御理解いただきたいと思っております。

次に5ページに行かせていただきます。そういった就学期間を延長した場合、さらにプラスする教科は何が必要かということで問うた設問に関しましては、5ページにありますように、医療、看護等の連携に必要な知識。それから実習の拡充を求める声が大きかったというのが、実際でございます。

並べ方が違っておりますけれども、3ページ、4ページにあります資料につきましては、それぞれの資格取得方法の違いによって、何が大事かということについての実数を挙げさせてもらったものでございます。

次に6ページでございますが、実務経験による国家試験受験の見直しにつきましての意見も問いました。これについては、一定の教育を受けるということで、43.8%がそのように回答しております。

また実習指導者の任用資格についてでございますが、現状のままと答えた方々が、16.8%でございますが、一方では5年の経験と一定の指導力を得る研修等を義務づけると答えた方々が76.4%でした。このことについてもぜひ今後の実習指導者の方々の、あり方についての御参考にしていただければと思っております。

次に9ページでございます。実際現場で働きます介護福祉士が、介護福祉士として、社会的認知を受けるための方法として挙げたものとしたしましては、やはり研修制度の充実ということを望んでおります。このことはさらに研修制度の充実とあわせて、研修を受けることによって、自らが認められるというそういった政策といいたしでしょうか、そういった社会の制度を求める声が大きかったのではないかと思っております。

あわせまして給与や雇用形態の改善を求めるものが多いというのが、実際ございました。

9ページにあります、実際に介護福祉士の皆さんが、今後何を指すのかということについて問うた意識調査につきましては、24.4%の方々が一般の介護従事者のままで、充実した生活を送りたいというふうに望んでおりました。

10ページにございますけれども、また後輩を指導できるようなスーパーバイザー的な役割を示したいと答えた方々が、30.8%いらっしゃったということも現実でございます。現状の状態でのことと思っております。

10ページ以降でございますが、尊厳を支える介護を行うために私ども介護福祉士に求める能力はということで、自由記述で求めたものが、10ページから14ページに書いてございます。

今後このようなシラバスやカリキュラムを検討される、そういった作業チームにおいては、このような現場におります介護福祉士の意見をぜひ御参考にしていただいて、さらなる教育内容の充実に努めていただきたいと切に願っております。

次に先ほど申し上げましたように、実際に養成校等におきまして、教員として活躍する介護福祉士の方々のアンケート調査の結果について、報告したいと思っております。16ペ

ージでございますが、そこにおきましては養成校2年課程の方々や短大とさまざまでございますが、112名の方々から御回答をいただきました。そのうち専任講師として活躍されている方々が、81.3%でありました。

それらの方々について、それぞれ質問をしたところでございますが、19ページを御参照ください。現在の養成課程1650時間に対して十分かと問うた設問でございますが、今のままで十分だと思いますかということで、十分そう思う、あるいはそう思うと答えた方々は、そこにありますように14.3%でした。

そう思わない、あるいは十分思わないと答えた方々が、66.1%いらっしゃったということについて、ぜひ今後の養成機関についても、御参考にさせていただきたいと思っております。

現場で実際に介護福祉士として、介護教員として指導している教員の方々の66%以上の方々が、そうとは思わないというふうに答えていることについて、ぜひ皆様御参考にいただきたいと思っております。

その理由ということでそこに書いてありますように、1650時間で十分でない理由については、時間数の問題ととらえる記述が多かったのですが、それだけではなく、教育内容やカリキュラムの質の充実が必要であるとの回答が多かったところでございます。

具体的な意見として19ページにたくさん書いてございます。やはり現実においては介護技術すべて一通りやるのみで時間が不足している。あるいはこれまでの議論にありましたように、やはり在宅あるいは自立支援法、そういったものの教授の必要性を感じるという声がありました。

さらには内容の充実として、これまでの議論にあったような御意見があったところでございますが、20ページを御参照いただきますと、特に実際に不足している内容は何なのかという、実習時間の内容について回答された方々が16%いらっしゃいました。そしてまた不足している教科内容としては、医学知識やコミュニケーション、認知症ケア、ターミナルケア、自立支援といった内容になっています。

21ページからも、さらに必要な内容や科目についてそれぞれ答えて記述しておりますが、ぜひ現場で現に働いております介護福祉士及び教員として活躍している介護福祉士の意見を、今後の検討の中に生かしていただきたいと切に願っております。

次に本日の資料につきまして、3点ほど意見がございます。まず資料2の3ページでございます。介護技術講習会について触れられておりますが、資料の中身でありましたらこのまま、現行同様ということになっておりますが、今後の課程、特に実務経験ルートにつきまして、一定の養成課程を生かすのであるならば、今後このことについては変更あるいは検討すべき事項ではないかと思っております。

すなわち、実務経験ルートに、そこにありますように養成課程、内容等についてはこれから議論されるかと思っておりますが、養成課程を課すのであれば、そこにおける介護技術講習会の意味は何なのかということが、明確になっていないのではないかと思います。

もう1点、資料3の4ページでございます。そこに実施時期につきましては、新しい教育内容の実施については、養成施設等の準備等を考慮して十分な準備期間を充てる必要があるというふうにあります。ここにおいて十分な準備期間とは、どれだけの期間な

のかが不明確でございますが、むしろこの後の議論は、どのように進めるのか、お聞きしたいところでありますけれども、やはり今現場におります者の実感は、介護保険制度の導入以降、大きく国民の意識が変わった、ニーズも変わった現状における準備期間、変わった中において介護福祉士の養成のあり方を見直そうというのが、今回の検討会の発端ではなかったかと思っております。さらに一定の方向を出しながら、かつ十分な準備期間というのは、いかほどのものかということについて、少しお聞かせ願えればと思っております。

次に資料4の3ページでございますが、そこにおいては実施指導者の養成について触れられております。現行について考え、今後拡大の見直しということで書かれておりますけれども、私どもとしましては、先ほどの1300余りの会員の声でございますけれども、ぜひ実習指導者の方々に関しましても、そういった養成について、質の担保ということについて、一定の養成、何らかの研修とか講習会を課すべきではないかと思っております。

そういう意味で、現在行われております全社協における介護福祉士の養成実習施設の実習指導特別研修課程というものが、ここ一カ所のみというのが現状でございますから、今後そういった養成機関においてもやはり拡大ということが求められるのではないかとこのように考えております。以上です。

(京極座長) 重要な御指摘もございました。後でまとめて。では國光委員の御発言の後に事務局からお答えください。

(國光委員) 資料3の2ページと後ろの方の6ページが関連する中身になると思えます。2ページの基礎科目の中の4つ目の○でございます。制度に関する科目ということで、各法、社会保障の制度などを、整理統合しながら知識を学ぶと記載されておりますが、これにぜひ追加していただきたいものとして、さまざまな施設におきましても、在宅におきましても、サービス利用が契約ということになっている現状がございます。今後これはますます進んでくると思っております。

その中で利用者の権利について、いろいろな角度から擁護する、あるいは回復をするということを、消費者保護に関する知識等の各法の規定も、ぜひ基礎科目の中に入れていただきたい。そうでないと利用者の主体性が、理念と尊厳ということだけでは守られないし、それがまた質の向上にリンクしていくと考えております。以上です。

(京極座長) ではこの辺で、一段落をして事務局からお答えをいただきます。田中委員からいろいろ御質問が出ましたので。

(矢崎課長) もちろんきょうの検討会でいろいろと御議論をいただきまして、それも踏まえて、また考えていきたいと思っておりますが、何点か今の段階での私どもの考え方を、御説明します。

まず廣江委員からの業務独占の関係ですが、これは法制定当時の議論から、当然ながら御自宅で親御さんを介護するというような行為もあるので、業務独占というような形にはならないと思えます。ただ任用資格として、この介護福祉士の資格をどう使っていくのか、介護保険法の改正に際しては、基本的には介護福祉士資格をベースにするというような御提言がありますけれども、そういったとらえ方をしていくのかなと思っております。

廣江委員からの2点目、福祉系高校の話でございますが、これは御説明申し上げましたように、基本線は教育内容の充実をしていただいて、3年卒業時あるいは4年専攻制とい

うパターンをとられるところもあると思いますが、そういった道をメインルートとして考えているということでございます。

田中委員からも縷々いろいろアンケートに基づいたお話をいただきました。もちろん具体的なシラバスの内容等は、先ほども御説明しましたように、今後いろんな有識者、実務家の方からなるチームをつくって、きょうの御議論も踏まえてまた取り組んでいきたいというふうに考えております。

その中で実技試験の話が出ました。これは中島先生のお話とも通じると思います。これは基本的には、なるべく介護技術講習等々あるいは養成プロセスの中で対応していくというふうには考えてございますが、実務経験ルートの教育内容につきましては、これは御説明しましたように、2年の養成課程をベースにして、その上でどういった内容にしていこうかという順番で考えていきたいというふうに思っているということでもあります。

それからシラバス変更に対する準備期間ですが、これももちろんシラバス自体をつくる作業とともに、実際それぞれの養成校、大学、福祉系高校において、それに合わせてやっていただくという作業が当然生じますので、それに対応できるような時間というものが必要ではないかと考えています。

また、制度改正全体のことを申し上げますと、例えば御提案申し上げておりますように、養成校の方にも試験を課すということであれば、やはり法改正前に入学された方の試験なしで資格取得できるといういわば期待権をどう考えるかという点もあります。あるいは先ほどもお話に出ましたけれども、実務経験ルートで一定の教育プロセスを、養成校なり、通信教育でつくると申し上げても、実際それだけの機会を準備する時間も必要です。このように、やはり一定の時間的なものはどうしてもいるのではないかと思います。

なお、今御提案申し上げているような事項というのは、法律改正事項も入ってまいりますので、来年通常国会に、法律案として御提案し、国会での御議論も踏まえて、それからというような時間も必要でございます。

いずれにしても一定の時間的目標を維持しつつ、かといって現実が破綻しないように、そういったタイムテーブルをつくって、もちろん私どもとしても速やかに対応したいと考えておりますが、そういった緻密な作業をしたいというふうに思っております。

それから指導者養成でございますが、当然ながら委員御指摘のように、なるべく地元で身近なところで受けられるようにするというのは大事だと思います。これは廣江委員もおっしゃっていましたが、研修に出しやすいという意味でも、なるべく身近なところで展開できるという要素は、大事だと思います。いろんな予算制約もございますので、御指摘を踏まえて、極力取り組みを進めたいと思っております。

それから國光委員の消費者保護法等のお話ですが、具体的に基礎科目についてもどういふことを教えていただくかは、今後シラバス検討チームでやっていただくと思いますが、御指摘の点も踏まえて、検討したいというふうに考えています。

(京極座長) 最後の点に関しては、基礎科目の中で、例えば介護実践の基盤となる、国民的権利などとか、など規定で具体的に入れるとか、何かそういう具体的なことをちょっと入れてはどうかと。それでは樋口委員。

(樋口委員) 田中委員がアンケート調査について御発表になりましたので、私ども高齢社会をよくする女性の会も、ほとんど同じ時期でございますけれども、3月から5月に

かけて、そろそろものを言う高齢者、ものを言う要介護者が出てこなければならない時代と思っておりますので高齢者自身の介護者への要望を聞いてみました。アンケート調査の多くがもちろんこれは大事なことですけれども、行政がやろうと専門家がやろうと、提供者側からのアンケートが多いんでね。これは私どもの会でもない、要介護者の声はなかなか聞けないだろうと思ひまして、今回よい機会だと思ひましたので、どのような介護者を望んでいるか、仮に見当外れなものでありましても、現実に介護を受けているお年寄りが、こう望んでいるということを明らかにしたものです。

家族と要介護者両方に、セットでアンケート用紙を、全く同じものを送りました。要介護者で答えられない方はいいですよということで、回収いたしました。ここにございますようにこれは会員のみならず、会員から縁故でもって、スノーボール式の調査でございますから、実態の一端をとらえるということでございます。意外なほど358人の要介護者からの答えが返ってまいりました。家族を入れると784人になります。

回答者の属性はここに書かれているとおりですが、在宅人が8割、施設が2割ということで、男女別は介護者はやはり8割以上が女性ですが、要介護者は6対4というような男女比率でございます。

2枚目でございますけれども、私どもは介護職員に必要な資質を人柄と専門性技術に分けて、たくさんの選択肢を持って聞きました。皆様にお配りしたのものの中には、家族の回答と要介護者の回答と分かれております。そして多答式の集計表にAとBがございますが、Aは3問選択で出てきた答えをすべて、Bの方はその中で最も重要と思われるものに◎をつけてもらった答えでございます。

アバウトなことを申し上げますと、私は結果として、きょう案として事務方から出されました今度の介護福祉士のあり方に対する大まかな方向と、家族や要介護者の思っていることも、そう大幅にずれていなかったことに、むしろびっくりいたしております。

介護職員に大事な人柄というのは、ベスト5にあるように、仕事に喜びを持って、責任感があつて、話を聞いてくれて、まず第1に対応が優しい。口がかたいというのも大事です。

介護職員に必要な専門技術。これは本当にびっくりしました。状態の変化に応じた介護というのが、どちらからも断トツの1位です。身体介護が上手というの、まだまだ多いです。相談事への対応、ケアマネ等との連絡、それから第5位に認知症など専門知識というのが入ってきて、この5年間の介護の重度化かとかそういうことがやはり在宅の現場にもはっきり出ているんだなということがよくわかりました。

それからこれはお年寄りには知らないという答が多いのではないかと思つたんですけれども、今介護に来ている職員すべてについて、どんな資格を持っているかと聞いたら、私は意外に「知らない」が少ないと思ひました。要介護者は来ている人の資格は知らないという人が29.3%、家族は14.4%です。割によく知っているんだなというのが私の印象でございました。職種職位別で多い順にはヘルパー2級、ケアマネ、介護福祉士、看護師、ヘルパー1級という順でございました。

望ましい介護職員の養成課程。8割が在宅のお年寄りだという前提でお聞きいただきたいと思ひますけれども、やはり一番希望が高かったのは、実務経験のある中高年の有資格者が1位です。家族の方が要介護者より多かったです。2番目が、人柄がよく経験があ